

平成25年度普通交付税(市町村分)の概要

普通交付税

県計で1,777.1億円(対前年度比△87.4億円(△4.7%)。)

基準財政収入額が伸び、財源不足額が減少したため、普通交付税は減少。

(単位:億円)

区分		25年度 A	24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	[参考]全国 市町村増減率
内 訳	大都市	203.4	264.9	△61.6	△23.2%	/
	都 市	1,105.2	1,115.7	△10.5	△0.9%	
	町 村	468.5	483.8	△15.3	△3.2%	
県 計		1,777.1	1,864.4	△87.4	△4.7%	△1.3%
(除大都市)		1,573.7	1,599.5	△25.8	△1.6%	

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。

臨時財政対策債発行可能額

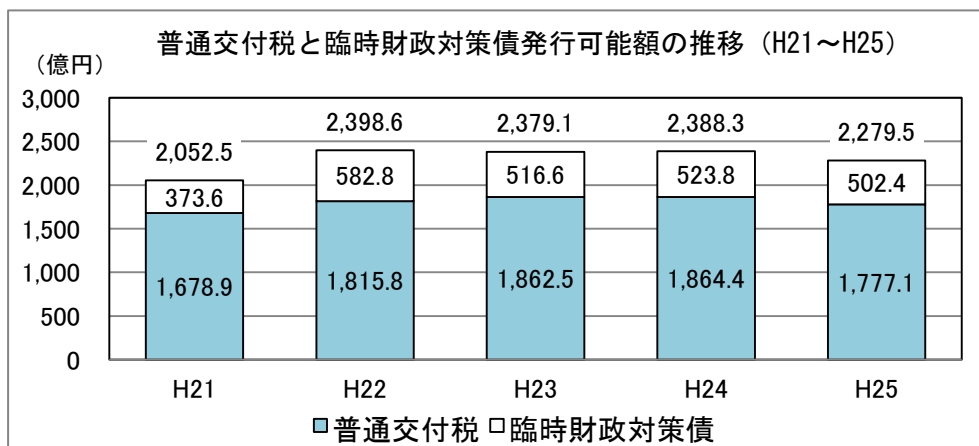
県計で502.4億円(対前年度比△21.4億円, △4.1%)

今年度から人口基礎方式が廃止され、財源不足額基礎方式に完全移行。基準財政収入額が伸び、財源不足額が減少したため、発行可能額は減少。

(単位:億円)

区分		25年度 A	24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	[参考]全国 市町村増減率
内 訳	大都市	263.1	282.4	△19.4	△6.9%	/
	都 市	163.9	162.4	1.5	0.9%	
	町 村	75.5	79.0	△3.5	△4.5%	
県 計		502.4	523.8	△21.4	△4.1%	1.1%
(除大都市)		239.3	241.4	△2.0	△0.8%	

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。



交付団体・不交付団体の状況

女川町が平成7年度以来18年ぶりに交付団体となった。(交付決定額 1,174千円)

固定資産税(償却資産)において、減価償却による減収分が新規設備投資による増収額を上回り、税収の減少が続いてきたことが要因である。

これにより、平成25年度は35市町村すべてが交付団体となった。

平成25年度普通交付税(市町村分)の算定結果

1 基準財政需要額・基準財政収入額・普通交付税額

(単位:億円)

区分		25年度 A	24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) D(C/B)	
基準財政需要額	個別算定経費(イ・ウ除き)	ア	3,634.6	3,633.9	0.7	0.0%
	地域経済・雇用対策費	イ	85.2	74.4	10.7	14.4%
	【新】地域の元気づくり推進費	ウ	27.8		皆増	皆増
	公債費	エ	584.7	574.0	10.7	1.9%
	包括算定経費	オ	623.9	641.7	△17.8	△2.8%
	小計(臨時財政対策債振替前)ア~オ	カ	4,956.1	4,924.0	32.1	0.7%
	臨時財政対策債振替額	キ	502.4	523.8	△21.4	△4.1%
	錯誤措置額	ク	5.5	0.8	4.7	601.0%
	合計(カ+キ+ク)	ケ	4,459.3	4,401.0	58.3	1.3%
基準財政収入額	基準財政収入額総括表	コ	2,679.5	2,537.9	141.6	5.6%
	錯誤措置額	サ	△0.2	△0.7	0.4	△65.7%
	合計(コ+サ)	シ	2,679.3	2,537.2	142.0	5.6%
交付基準額(ケ-シ)		ス	1,780.0	1,864.4	△84.4	△4.5%
普通交付税額		セ	(2,279.5) 1,777.1	(2,388.3) 1,864.4	(△108.8) △87.4	(△4.6%) △4.7%

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成24年度は、女川町が財源超過団体であったため、交付基準額はケースで算出した額にならない。
 3 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引値が一致しない場合がある。
 4 25年度の交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 主な増減要因(新規項目を除く。)

区分	費目	要因	対前年度増減率	
基準財政需要額	増	社会福祉費	障害者自立支援給付費負担金の増等	1.7%
		保健衛生費	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金等を活用した国庫補助事業の一般財源化、予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲の拡大等	9.8%
		高齢者保健福祉費(65歳以上)	介護給付費負担金の増等	4.0%
		高齢者保健福祉費(75歳以上)	後期高齢者医療給付費負担金の増	4.8%
	減	関係費目	地方公務員給与費の臨時特例による関係費目の減	-
基準財政収入額	増	市町村民税(法人税割)	企業収益の回復及び過年度精算額の増	62.6%
		市町村たばこ税	都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲	24.8%
	減	市町村民税(所得割)	震災による雑損控除の適用等による減	△4.4%

3 主な算定方法の改正点等

① 地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定

平成 25 年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定。

(関係費目の単位費用を改正)

② 地域の元気づくり推進費の算定

地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」(3,000億円)については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を設けて、全ての地方団体について、地域の活性化への取り組みに必要な財政需要を、人口を基本として算定。

その際、これまでの人件費削減努力を給与水準(国の給与削減前のラスパイレス指数)と職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数	職員数削減	
道府県分	650 億円程度	650 億円程度	650 億円程度	1,950 億円程度
市町村分	350 億円程度	350 億円程度	350 億円程度	1,050 億円程度

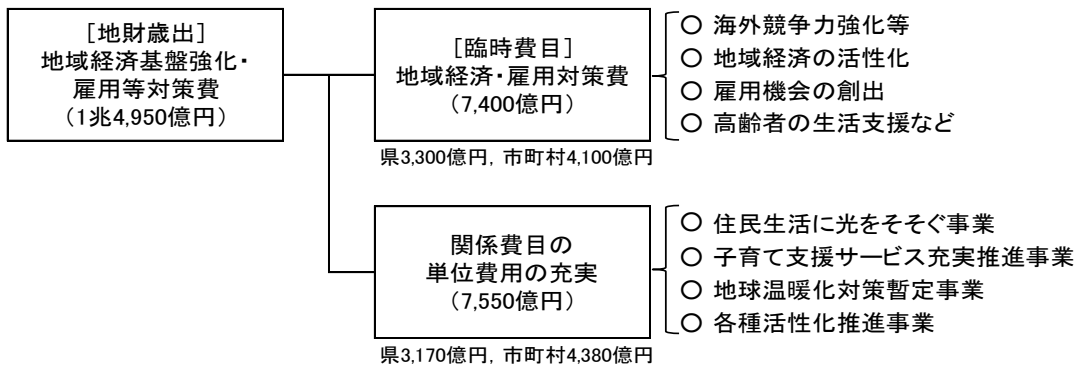
市町村分算定額 27.8億円(大都市3.9億円 都市14.7億円 町村9.3億円)

※表示単位未満を四捨五入しているため、県計と()内の計が一致しない。

【参考】平成 25 年度地方財政計画

<p>「給与の臨時特例対応分」 8,523億円</p> <p>地方財政計画において、地方公務員給与費の臨時特例(削減額8,504億円)に見合った事業費を右記のとおり計上</p>	<p>【通常収支分】</p> <p>特別枠「給与の臨時特例対応分」……7,550億円</p> <p>〔 緊急防災・減災事業費……4,550億円 地域の元気づくり事業費……3,000億円</p>
	<p>【東日本大震災分】</p> <p>全国防災事業</p> <p>投資的経費(直轄・補助)の地方負担分…973億円</p>

③ 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(H25年度地方財政計画:1兆4,950億円)に対応した算定(平成24年度と同額)



臨時費目「地域経済・雇用対策費」による算定額

各団体の人口を測定単位とし、人口規模のコスト差(段階補正)のほか①自主財源比率, ②人口密度, ③高齢者人口割合, ④人口1人当たりの農業産出額, ⑤人口1人当たりの製造品出荷額を反映して算定。

合併市町村については旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替を適用。

平成25年度は、震災の影響で①自主財源比率が低下した団体が多く、これがプラス要因となり、県計では算定額が増加した。

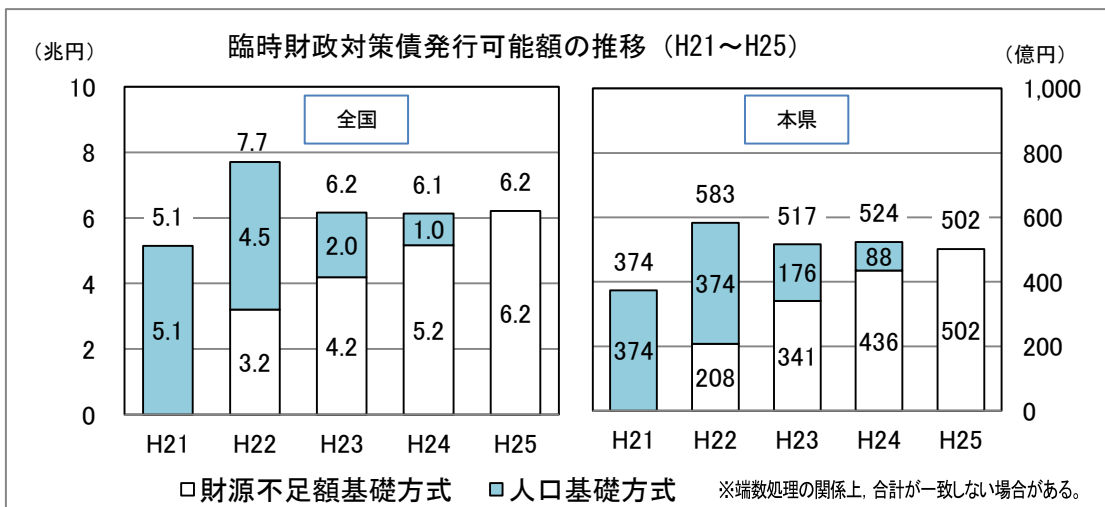
(単位: 億円, %)

区分		25年度 A	24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B
内訳	大都市	6.1	5.2	0.9	16.9%
	都市	50.2	42.6	7.6	18.0%
	町村	28.8	26.6	2.2	8.3%
	県計	85.2	74.4	10.7	14.4%
(除大都市)		79.1	69.2	9.8	14.2%

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引値等が一致しない場合がある。

④ 臨時財政対策債の配分方式

平成25年度は、財源不足額を基礎として算出する方式に完全移行。(人口基礎方式は廃止)



- ・H22に財源不足額基礎方式を導入。
- ・財政力の弱い地方団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点からH23から3年間で段階的に人口基礎方式を廃止。

⑤ 東日本大震災に伴う算定の特例措置（平成 23 年度からの継続措置）

- 東日本大震災の特定被災公共団体に係る教育関係費目について短期間に需要額が大幅に変動しないための特例措置
→児童数等の対平成 22 年度伸び率を全国平均水準まで引き上げるための補正係数を加算

（単位：億円）

25年度 A	25年度内訳				24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) D(C/B)
	小学校費	中学校費	高等学校費	その他の教育費			
3.4	1.3	0.7	0.2	1.2	2.4	1.1	45.6%

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、増減額CはA-Bと、増減率DはC/Bと一致しない。

- 台帳等の滅失により算定が困難となっている費目の特例
→道路の面積・延長，漁港の係留施設・外郭施設の延長，都市公園の面積（平成 23 年度報告数値により算定）
- 東日本大震災に係る地方税法等の改正による非課税措置に伴う減収分の基準財政収入額への特例加算
→震災復興特別交付税との重複措置を避けるため減収見込額の 75%を加算

4 県内市町村の状況

① 交付団体・不交付団体の状況

昨年度、本県で唯一普通交付税の不交付団体であった女川町が平成7年度以来18年ぶりに交付団体となり、平成25年度は県内35市町村すべてが交付団体となった。

＜女川町の概要＞

(単位:百万円)

項目名	25年度 A	24年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) C/B	[参考]		
					23年度	22年度	21年度
基準財政需要額(振替前) ア	2,764	2,839	△75	△2.7%	2,921	3,003	2,816
臨時財政対策債 イ	27	51	△24	△47.6%	102	229	229
基準財政需要額(振替後) ウ(ア-イ)	2,737	2,788	△51	△1.8%	2,820	2,774	2,587
基準財政収入額 エ	2,734	2,855	△120	△4.2%	3,110	3,222	3,225
財源不足(超過)額 オ(ウ-エ)	3	(超過 66)			(超過 290)	(超過 447)	(超過 638)
普通交付税額 カ	1	0			0	0	0

(注) 1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引値が一致しない場合がある。

2 平成25年度の財源不足額(オ欄)と普通交付税額(カ欄)の差額は、調整額である。

・女川町が交付団体となった主な要因

固定資産税(償却資産)において、減価償却による減収分が新規設備投資による増収額を上回り、税収の減少が続いてきたため。

【参考】過去の不交付団体の状況(平成元年度以降)

年度	H元～H7	H8～H16	H17	H18～H24
不交付団体名	なし	女川町	富谷町 女川町	女川町

② 普通交付税額の対前年度比較

7団体で増加、28団体で減少。

	増減率	団体数	団体名
増加	+10%以上	1 (3)	女川町(皆増)
	+5%以上10%未満	0 (2)	-
	+5%未満	6 (8)	石巻市, 気仙沼市, 東松島市, 山元町, 松島町, 南三陸町
	増加団体数 合計	7 (13)	
減少	△5%未満	18 (19)	塩竈市, 多賀城市, 岩沼市, 登米市, 栗原市, 大崎市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 村田町, 川崎町, 丸森町, 亘理町, 大郷町, 大衡村, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
	△5%以上10%未満	5 (1)	白石市, 角田市, 大河原町, 柴田町, 七ヶ浜町
	△10%以上	5 (1)	仙台市, 名取市, 利府町, 大和町, 富谷町
	減少団体数 合計	28 (21)	

※()内の数値は、前年度の団体数である。女川町は不交付団体であったため団体数から除外している。

5 合併団体の算定の特例(合併算定替)

算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とし、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮。

算定方法…①②のうち有利な算定額が措置される。

- ① 一本算定……合併後の新市町村としての算定額
- ② 合併算定替…合併関係市町村がそのまま存続したと仮定した場合の算定額
(合併関係市町村の合計額)

合併9団体の合併算定替による特例加算額(平成25年度)

普通交付税	240.6億円	(加算率 29.8%)
臨時財政対策債発行可能額	11.3億円	(加算率 10.2%)

<合併団体の交付決定額等>

(単位:百万円, %)

団体名	合併年月日	適用年度			区分	合併算定替 ①	一本算定 ②	特例による加算額 ③(①-②)	加算率 ③/②
		開始	激変	終了					
石巻市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	20,271	16,013	4,257	26.6
					B	3,063	2,859	204	7.1
					計	23,334	18,873	4,461	23.6
気仙沼市	H18.3.31 H21.9.1	H18 H22	H28 H27	H32 H31	A	9,751	8,440	1,311	15.5
					B	1,225	1,118	108	9.6
					計	10,977	9,558	1,419	14.8
登米市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	18,414	13,092	5,322	40.7
					B	1,715	1,489	227	15.2
					計	20,129	14,580	5,549	38.1
栗原市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	19,410	13,799	5,611	40.7
					B	1,680	1,416	264	18.7
					計	21,090	15,215	5,875	38.6
東松島市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	5,502	4,823	680	14.1
					B	700	664	36	5.5
					計	6,203	5,486	716	13.1
大崎市	H18.3.31	H18	H28	H32	A	17,246	12,672	4,574	36.1
					B	2,484	2,295	189	8.2
					計	19,730	14,967	4,763	31.8
加美町	H15.4.1	H15	H26	H30	A	6,447	5,263	1,183	22.5
					B	584	521	63	12.1
					計	7,031	5,784	1,246	21.5
美里町	H18.1.1	H18	H28	H32	A	3,909	3,325	584	17.6
					B	474	456	18	4.0
					計	4,383	3,781	602	15.9
南三陸町	H17.10.1	H18	H28	H32	A	3,733	3,200	533	16.7
					B	325	303	22	7.4
					計	4,058	3,502	555	15.8
合計					A	104,683	80,627	24,056	29.8
					B	12,251	11,120	1,131	10.2
					計	116,934	91,747	25,187	27.5

※A:普通交付税額, B:臨時財政対策債発行可能額

※「適用年度」欄のうち「開始」は合併算定替開始年度、「激変」は激変緩和措置開始年度、「終了」は合併算定替の最終年度
(気仙沼市は一次合併を上段、二次合併を下段に表示)

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計や差引が一致しない場合がある。

平成25年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成25年度 普通交付税 A	平成24年度 普通交付税 B	増減額 (A-B) C	増減率 (C/B) D	H25普通交付税 +臨時財政対策債 E	H24普通交付税 +臨時財政対策債 F	増減額 (E-F) G	増減率 (G/F) H
仙台市	20,336,680	26,493,803	△ 6,157,123	△ 23.2	46,642,449	54,738,074	△ 8,095,625	△ 14.8
石巻市	20,270,667	19,334,964	935,703	4.8	23,333,613	22,161,040	1,172,573	5.3
塩竈市	5,351,502	5,481,003	△ 129,501	△ 2.4	6,298,133	6,451,976	△ 153,843	△ 2.4
気仙沼市	9,751,314	9,698,093	53,221	0.5	10,976,783	10,923,360	53,423	0.5
白石市	4,294,133	4,580,826	△ 286,693	△ 6.3	4,958,441	5,249,534	△ 291,093	△ 5.5
名取市	2,524,258	3,028,332	△ 504,074	△ 16.6	3,774,807	4,318,846	△ 544,039	△ 12.6
角田市	3,317,471	3,631,003	△ 313,532	△ 8.6	3,852,438	4,224,585	△ 372,147	△ 8.8
多賀城市	2,843,702	2,928,535	△ 84,833	△ 2.9	4,032,694	4,029,797	2,897	0.1
岩沼市	1,597,967	1,655,055	△ 57,088	△ 3.4	2,530,298	2,476,455	53,843	2.2
登米市	18,414,312	18,573,193	△ 158,881	△ 0.9	20,129,492	20,348,804	△ 219,312	△ 1.1
栗原市	19,409,885	19,502,578	△ 92,693	△ 0.5	21,090,177	21,206,805	△ 116,628	△ 0.5
東松島市	5,502,290	5,311,004	191,286	3.6	6,202,501	5,994,937	207,564	3.5
大崎市	17,245,748	17,849,092	△ 603,344	△ 3.4	19,729,837	20,426,057	△ 696,220	△ 3.4
蔵王町	1,768,065	1,855,156	△ 87,091	△ 4.7	2,053,414	2,160,090	△ 106,676	△ 4.9
七ヶ宿町	1,080,775	1,094,251	△ 13,476	△ 1.2	1,199,998	1,217,279	△ 17,281	△ 1.4
大河原町	1,568,215	1,689,001	△ 120,786	△ 7.2	1,929,944	2,071,711	△ 141,767	△ 6.8
村田町	1,868,363	1,909,803	△ 41,440	△ 2.2	2,117,217	2,171,447	△ 54,230	△ 2.5
柴田町	2,346,534	2,509,400	△ 162,866	△ 6.5	2,970,449	3,131,622	△ 161,173	△ 5.1
川崎町	2,226,883	2,297,795	△ 70,912	△ 3.1	2,437,720	2,521,918	△ 84,198	△ 3.3
丸森町	3,292,393	3,425,312	△ 132,919	△ 3.9	3,595,380	3,732,882	△ 137,502	△ 3.7
亘理町	2,763,782	2,868,467	△ 104,685	△ 3.6	3,322,451	3,464,855	△ 142,404	△ 4.1
山元町	2,424,202	2,323,392	100,810	4.3	2,701,208	2,610,599	90,609	3.5
松島町	1,803,491	1,744,430	59,061	3.4	2,106,174	2,044,299	61,875	3.0
七ヶ浜町	1,295,207	1,363,786	△ 68,579	△ 5.0	1,655,517	1,702,279	△ 46,762	△ 2.7
利府町	840,842	1,122,177	△ 281,335	△ 25.1	1,390,562	1,771,511	△ 380,949	△ 21.5
大和町	1,347,113	1,718,001	△ 370,888	△ 21.6	1,757,596	2,175,668	△ 418,072	△ 19.2
大郷町	1,466,754	1,536,771	△ 70,017	△ 4.6	1,660,853	1,750,697	△ 89,844	△ 5.1
富谷町	1,441,402	1,606,795	△ 165,393	△ 10.3	2,129,850	2,301,767	△ 171,917	△ 7.5
大衡村	605,889	626,538	△ 20,649	△ 3.3	760,343	779,988	△ 19,645	△ 2.5
色麻町	1,944,260	1,962,629	△ 18,369	△ 0.9	2,128,336	2,152,431	△ 24,095	△ 1.1
加美町	6,446,819	6,446,865	△ 46	△ 0.0	7,030,664	7,047,524	△ 16,860	△ 0.2
涌谷町	2,672,992	2,685,458	△ 12,466	△ 0.5	2,977,130	2,992,311	△ 15,181	△ 0.5
美里町	3,908,895	3,938,439	△ 29,544	△ 0.8	4,383,168	4,437,037	△ 53,869	△ 1.2
女川町	1,174	0	1,174	皆増	27,926	51,097	△ 23,171	△ 45.3
南三陸町	3,732,589	3,652,132	80,457	2.2	4,057,575	3,986,120	71,455	1.8
大都市計	20,336,680	26,493,803	△ 6,157,123	△ 23.2	46,642,449	54,738,074	△ 8,095,625	△ 14.8
都市計	110,523,249	111,573,678	△ 1,050,429	△ 0.9	126,909,214	127,812,196	△ 902,982	△ 0.7
町村計	46,846,639	48,376,598	△ 1,529,959	△ 3.2	54,393,475	56,275,132	△ 1,881,657	△ 3.3
県計	177,706,568	186,444,079	△ 8,737,511	△ 4.7	227,945,138	238,825,402	△ 10,880,264	△ 4.6
県 (除大都市)	157,369,888	159,950,276	△ 2,580,388	△ 1.6	181,302,689	184,087,328	△ 2,784,639	△ 1.5
合併団体計	104,682,519	104,306,360	376,159	0.4	116,933,810	116,531,684	402,126	0.3
非合併団体計	73,024,049	82,137,719	△ 9,113,670	△ 11.1	111,011,328	122,293,718	△ 11,282,390	△ 9.2
非合併団体計 (除大都市)	52,687,369	55,643,916	△ 2,956,547	△ 5.3	64,368,879	67,555,644	△ 3,186,765	△ 4.7

(注) 合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。